

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	No.2684 2023年 11月14日	人事異動は重要な勤務労働条件の変更。異動希望に即した対応を当局に求めています。
---	------------------------------------	---	----------------------------	---

人事異動対策カード受付開始

「再任用」を希望する方にも対応します

所属ヒアリング
後すぐ提出を!

県職労は、身上調書の提出時期にあわせて、「定期人事異動対策カード」の取り組みを行います(詳細は別途通知)。事情があり「異動したい」場合はもちろん、「異動したくない」場合でも提出いただければ、本部専従役員が個別に対応します。なお、現所属の在籍年数等における提出の制限はありません。

また、雇用と年金の確実な接続のために、当面「再任用」制度を活用した雇用継続をはかることを交渉で確認していますが、希望者全員の採用を確実なものにするために、再任用を希望する組合員についても本部が個別対応します。

1 定期人事異動対策カード(再任用希望組合員は様式2、それ以外の組合員は様式1)

- (1) 様式1「2023 定期人事異動対策カード」
- (2) 様式2「2023 定期人事異動対策カード(定年前再任用希望・暫定再任用更新希望)」

2 記載上の注意

- (1) 様式1「2023 定期人事異動対策カード」
 - ・ 身上調書(表・裏)の写しを必ず添付し、身上調書の内容は記載を省略してください。
 - ・ 所属長へ伝えることができない個別事情や、事情により身上調書に記載できない事項があれば、支障のない範囲で記載してください。
 - ・ 「専従役員による面談希望有無」は、必ずチェックをお願いします。
- (2) 様式2「2023 定期人事異動対策カード(定年前再任用希望・暫定再任用更新希望)」
 - ・ 「定年前再任用希望申出書」又は「暫定再任用更新意向申出書」の写しを必ず添付し、身上調書の内容は記載を省略してください。
 - ・ 所属長へ伝えることができない個別事情や、事情により身上調書に記載できない事項があれば、支障のない範囲で記載してください。
 - ・ 「専従役員による面談希望有無」は、必ずチェックをお願いします。

3 提出方法

- ・ 様式及び添付資料を封筒に入れ、職場、氏名を記載のうえ、所属ヒアリング終了後、速やかに、支部書記局へ提出願います。※本部へ直接提出する方は11月30日(木)必着。

身上調書



生活・家庭事情や希望等しっかりと伝えよう

人事異動に影響する重要な調書です。家庭事情等はしっかりと伝えよう。

今年、11月13日に人事異動に関する通知が県当局から発出され、11月下旬までに身上調書の提出を求められます。

人事異動は、単に職場の異動だけでなく、勤務地（居住地）の変更を要する場合もあり、勤務・労働条件に大きな影響を及ぼすため、その基礎となる「身上調書」は、職員の生活・家庭事情や希望等、まさに「身の上」を把握する調書として本来の目的どおりに活用されなければなりません。

人事当局は、身上調書について、「職員の意向を把握するため」と記載するよう求めています。項目すべての入力を強制しているものではありません。

記載項目	入力	確認事項
業務経歴情報		経験業務欄を記載したくない場合は「記載なし」の選択で構わない。必ず2つとも入力する必要もない。
本年度取り組んだ事項	必須	<u>記入を強制しない。</u> 未記入による不利益を及ぼさない。 (システム制御の関係上、「必須入力項目」となっているが、当該欄に「スペース(空白)」を入力することで対応可能。)
異動希望	必須	希望する所属及び勤務地のそれぞれ第一希望のみの記載でも構わない。 <u>(無理に全ての欄を埋めなくてもよい。)</u>
(異動希望の)理由		※ 異動を希望しない場合等、現在の所属・勤務地の選択で可。 ※ 異動希望(異動を希望しない)の個別事情は「異動希望の理由」欄に記載。
希望所属		
自己啓発の内容・今後挑戦したい取組		<u>記入を強制しない。</u> 未記入による不利益を及ぼさない。
自分を活かしたい分野等		<u>記入を強制しない。</u> 未記入による不利益を及ぼさない。
自由記載		<u>記入を強制しない。</u> 未記入による不利益を及ぼさない。 職場体制や人員不足等の不満は、この欄を活用できる。

困った時のホットライン開設

県職労は、人事異動対策カードの取り組み（表面を参照ください）を行いますが、「なかなか書類では出しにくい」「書類で出すまででは」と躊躇されている方もいらっしゃると思います。

生活・職場実態が厳しくなる中で、個人で不安や悩みを抱えている場合もある、随時、率直に相談できる窓口を開設しますのでご利用下さい。

【本部専従役員】

佐々木 真由美 書記長 s.mayumi@iwatekensyoku.or.jp
 藤村 秀樹 書記次長 hfujimura@iwatekensyoku.or.jp
 須藤 開 中央執行委員 sudou-k@iwatekensyoku.or.jp

電話：019-654-5800（本部直通） FAX：019-625-2421

※ 不在の場合もありますので、ご相談はメールが確実です。受信した役員（専従）が、原則として専任で対応します。・・・もちろん、秘密は厳守します。